

2022年3月15日

関係各位

富士急行株式会社

山中湖県有地借地に関する住民訴訟の判決について

本日、甲府地方裁判所（鈴木順子裁判長）において、山中湖県有地借地に係る住民訴訟（平成29年（行ウ）第6号 損害賠償義務付け請求事件）（以下「本訴訟」）の判決が言い渡され、原告の主張が却下されました。

これまで4年超、計17回にわたって口頭弁論が行われ、弊社は補助参加人として本訴訟に参加して参りました。山梨県（以下「県」という。）との賃貸借契約（以下「本契約」という。）を違法無効と主張する原告及び知事が現知事に代わってから本訴訟途中で主張を180度転換し、原告に同調した被告県に対して、弊社は、本契約は有効であり、本契約における賃料は適正であるとの主張を行って参りました。

今回の判決では弊社がこれまで裁判で主張してきた内容であり、原告の主張を却下したことは当然の結果であると認識しております。

弊社としては引き続き、現在県に対して提起している債務不存在等確認訴訟（令和3年（ワ）第71号 債務不存在等確認請求事件）において、本契約の有効性（賃借権の確認）と土地賃貸借契約当事者間において弊社だけに損害賠償義務は存在しないこと、また賃料は適法であること（債務不存在の確認）について裁判所から公正な判断を得られるよう、最善を尽くして参りたいと考えております。

以 上